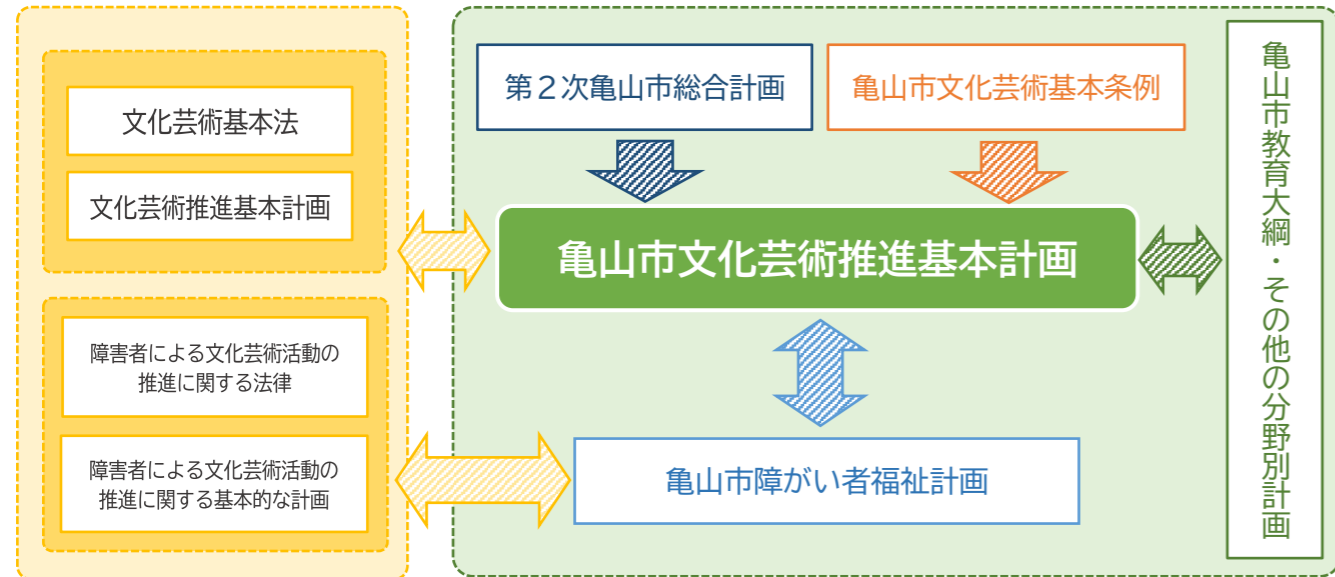


# 亀山市 文化芸術 推進基本計画 「継承と創造」

## 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術基本法第7条の2及び条例第6条第1項に基づき策定する「地方文化芸術推進基本計画」として定めるものとします。なお、第2次亀山市総合計画「グリーンプラン2025」を上位計画とし、「文化芸術基本法」や国の「文化芸術推進基本計画」などを踏まえ、亀山市教育大綱やその他の分野別計画との連携を図ります。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づき策定された「亀山市障がい者福祉計画」との連携を図ります。



## 計画期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。  
ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、2027（令和9）年度を目途に改定を行うものとします。

2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2033 (R15)
第2次亀山市総合計画基本構想(9年間)									第3次亀山市総合計画基本構想(想定)					
前期基本計画(5年間)					後期基本計画(想定)(4年間)				前期基本計画(想定)(4年間)					
文化振興ビジョン(11年間)					文化芸術推進基本計画(9年間)									

### 亀山市文化芸術推進基本計画

発行 令和4年(2022年)3月  
編集 亀山市生活文化部文化スポーツ課文化共生グループ  
〒519-1192 三重県亀山市関町木崎 919 番地 1  
TEL:0595-96-1223 FAX:0595-96-2414

計画書本編については以下の URL から確認できます  
<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2022031400138/>

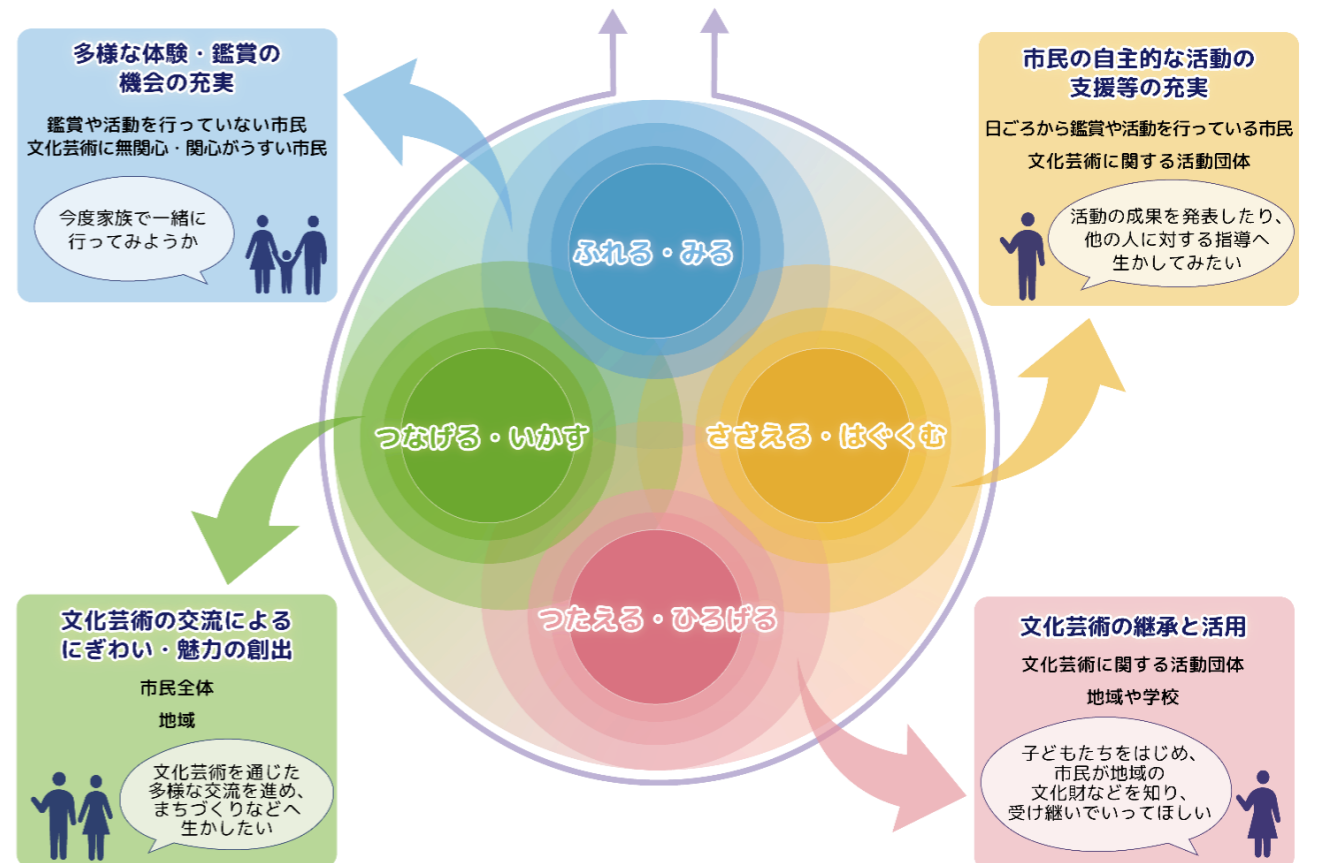


## 基本理念

本計画では、市民一人ひとりの自主性や創造性が尊重され、伝統ある文化芸術を継承、発展させるとともに、様々な人々や団体などの交流を通じて、新たな文化芸術が創造され、地域のにぎわいや魅力が創出されるまちをめざし、「継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま」を基本理念とします。

### 継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま

#### 継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま





## 多様な体験・鑑賞の機会の充実

ふれる  
みる

多彩な鑑賞や体験する機会を提供し、市民の文化芸術の意識を高めるとともに、文化芸術活動への参加を促進します。特に、感受性が豊かな幼少期から、子どもたちが様々な文化芸術を身近に感じ、触れることのできる機会の充実に努めます。

また、本市の魅力的な文化芸術を市内外へ伝えるとともに、市民が文化芸術に関する情報を十分に享受できるように、文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信に取り組みます。

### 基本施策1 気軽に文化芸術に親しむ機会の充実

【取り組み例】 ■市民が各ライフステージに応じて、文化芸術に親しむことができるよう、親子コンサートやワンコインコンサート、トップクラスのアーティストの講演など様々な文化芸術に親しむことができるよう、鑑賞の機会を充実します。

### 基本施策2 子どもの文化芸術活動の充実

【取り組み例】 ■学校などにおいて、文化公演や音楽会等の様々な文化芸術を鑑賞、体験する機会を充実し、子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組を推進します。

### 基本施策3 文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫

【取り組み例】 ■広報紙や市ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の様々な方法を活用し、文化芸術に関する情報の発信に取り組み、市民の文化芸術活動を促進するとともに、市の魅力向上を図ります。

## 市民の自主的な活動の支援等の充実

ささえる  
はぐくむ

創造性や感性を育む本質的価値をもつ文化芸術を発展させるためには、それを担う人材を育てることが重要であることから、これらの人材を育成する取組を進めます。

また、文化芸術活動の機会や発表の機会を提供するとともに、市民が利用しやすい文化施設等の活用と充実に努めるなど、市民の自主的な活動の支援等を行うことで、文化芸術の推進を図ります。

### 基本施策1 文化芸術活動を担う人材の確保・育成

【取り組み例】 ■文化芸術活動を将来にわたり次世代に引き継ぐため、講座やワークショップなどを通じて、様々な文化芸術の造詣が深まるよう、人材育成に努めます。

### 基本施策2 文化芸術活動への支援

【取り組み例】 ■文化芸術活動団体などを対象とする国や法人などが創設した各種助成制度等の情報収集と提供に努めます。

### 基本施策3 文化芸術活動の環境づくり

【取り組み例】 ■市美術展、市民俳句会や市民川柳大会等の発表機会のほか、多様な文化芸術の活動や成果発表の機会を創出し、市民の文化芸術活動を促進します。

## 文化芸術の継承と活用

つたえる  
ひろげる

地域に残る文化財等を適切に保存・活用し、市の固有の財産として、市民だれもが誇りと愛着を感じることができるよう、次世代へ継承します。

また、歴史的な資源や景観、地域固有の民俗芸能などについても継承・活用に努めます。

### 基本施策1 文化財等の保存と活用

【取り組み例】 ■指定文化財の適正な保存、活用を行うとともに、新たな文化財等の指定に向け取り組みます。  
■地域固有の民俗芸能や生活文化等に関する講座の開催や記録化、資料の紹介、展示など身近に触れる機会を設けるとともに、亀山市史が見やすく、利用しやすいものとなるよう改善を図ります。

### 基本施策2 地域における特色ある文化芸術の継承と活用

【取り組み例】 ■市内の歴史的な資源である東海道沿道環境の向上のため、東海道沿線や宿場町の歴史的な資源の整備、活用に取り組みます。  
■坂本棚田等の市内にある魅力的な景観を保全していくとともに、「関宿祇園夏まつり」や「棚田あかり in 坂本」など地域の行事やイベントを支援していきます。

## 文化芸術の交流によるにぎわい・

## 魅力の創出

つなげる  
いかす

世代間や地域間、国際交流をはじめとしたあらゆる文化芸術活動の交流を積極的に進め、文化芸術の継承や新たな文化芸術の創造に繋がります。

また、教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光等、様々な分野と連携し、文化芸術の力を生かした取組を推進していくことにより、まちのにぎわいや魅力の創出へと繋がります。

### 基本施策1 文化芸術を生かした多様な交流の促進

【取り組み例】 ■市内小・中学校における総合的な学習の時間や地域行事などにおいて、児童・生徒と地域住民が本市の食文化、伝統芸能等の文化芸術を生かした世代間交流を深める取組を推進します。  
■近隣市町や都市間連携を行う自治体などと文化芸術に係る多面的な交流を図り、互いの地域資源を活用するなどして、文化芸術に関わる情報交換や事業連携を図ります。

### 基本施策2 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

【取り組み例】 ■文化芸術を体験し、学べるよう、ゲストティーチャーや学習支援ボランティアなど地域の人材の協力を得るとともに、アウトリーチ活動や博学連携など学校教育活動等との連携を進めます。  
■障がい者の文化芸術に関する表現活動を支援するとともに、歴史の道ウォーキングなど史跡巡りを健康・スポーツツーリズム※9と関連付けるなど健康・スポーツ・福祉分野との連携を進めます。